

特記仕様書

5. 支給材料について

本工事で使用する支給材料の出庫可能時期は令和8年4月13日以降となる。

出庫（返納）場所及びその他詳細については管工事仕様書による。

なお、出庫（返納）場所における作業は緊急の場合を除き、原則 16 時まで完了すること。

6. 試掘工について

現場内において必要箇所を試掘し、地下埋設物状況を確認すること。なお、調査結果については、書面で監督員に報告すること。

7. 洗管工について

(1) 本工事は、「普通洗管」で行うものとする。

(2) 現場代理人及び配管工は、監督員と十分な打合せを行い、洗管日時を決定すること。

8. 各種要領・制度等の対象について

本工事で対象とする要領・制度等は以下のとおりとする。

名称	対象	備考
札幌市水道局週休2日工事要領 (土木工事)	対象	備考1
札幌市水道局版熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について	対象	
快適トイレ設置試行工事要領	対象	
工事現場の遠隔臨場に関する試行要領	受注者希望型	備考2
札幌市水道局余裕期間制度（フレックス方式）要領	対象	備考3
建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領	対象	備考4
中間技術検査	対象	備考5

備考1 対象の場合

1. 本工事の当初予定価格は月単位の4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。
2. 受注者は、完全週休2日（土日）または月単位の週休2日工事を実施する意向について、工事着手前に発注者と協議すること。なお、月単位の週休2日工事を実施しない場合においても、通期の週休2日工事を実施しなければならない。
3. 工事管理室ホームページに掲載されているアンケート調査に協力するものとする。

(http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)

備考2

○受注者希望型の場合

要領に基づき遠隔臨場を実施することができる。

本試行に要する費用については、受注者が負担すること。

○発注者指定型の場合

1. 要領に基づき遠隔臨場を実施すること。

2. 本試行に要する費用については、設計変更の対象とし、費用の内訳がわかる見積書を提出のうえ、工事監督員と協議すること。なお、本試行に要する費用は、技術管理費に積み上げ計上する。また、従来立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来費用から追加が必要となる費用の積み上げとする。

特記仕様書

5. 支給材料について

本工事で使用する支給材料の出庫可能時期は令和8年4月13日以降となる。

出庫（返納）場所及びその他詳細については管工事仕様書による。

なお、出庫（返納）場所における作業は緊急の場合を除き、原則 16 時まで完了すること。

6. 試掘工について

現場内において必要箇所を試掘し、地下埋設物状況を確認すること。なお、調査結果については、書面で監督員に報告すること。

7. 洗管工について

(1) 本工事は、「普通洗管」で行うものとする。

(2) 現場代理人及び配管工は、監督員と十分な打合せを行い、洗管日時を決定すること。

8. 各種要領・制度等の対象について

本工事で対象とする要領・制度等は以下のとおりとする。

名称	対象	備考
札幌市水道局週休2日工事要領 (土木工事)	対象	備考1
札幌市水道局版熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について	対象	
快適トイレ設置試行工事要領	対象	
工事現場の遠隔臨場に関する試行要領	受注者希望型	備考2
札幌市水道局余裕期間制度（フレックス方式）要領	非対象	備考3
建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領	対象	備考4
中間技術検査	対象	備考5

備考1 対象の場合

1. 本工事の当初予定価格は月単位の4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。
2. 受注者は、完全週休2日（土日）または月単位の週休2日工事を実施する意向について、工事着手前に発注者と協議すること。なお、月単位の週休2日工事を実施しない場合においても、通期の週休2日工事を実施しなければならない。
3. 工事管理室ホームページに掲載されているアンケート調査に協力するものとする。
(http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)

備考2

○受注者希望型の場合

要領に基づき遠隔臨場を実施することができる。

本試行に要する費用については、受注者が負担すること。

○発注者指定型の場合

1. 要領に基づき遠隔臨場を実施すること。

2. 本試行に要する費用については、設計変更の対象とし、費用の内訳がわかる見積書を提出のうえ、工事監督員と協議すること。なお、本試行に要する費用は、技術管理費に積み上げ計上する。また、従来立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来費用から追加が必要となる費用の積み上げとする。